令和８年度　第１回下呂市介護保険事業計画策定委員会

日　時　　令和８年７月９日（木）15:30～17:00
場　所　　星雲会館２階 東雲の間

１．開会

２．委嘱状交付

３．あいさつ

４．委員長・副委員長の選任について

５．委員長あいさつ

６．会議録署名者の指名

７．報告・協議事項

報第１号　下呂市高齢者福祉計画 第 10 期介護保険事業計画の位置付けと
介護保険制度の見直しの方向性（国基本指針案）

※基本指針:介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針。3 年毎に作成され告示されるもの。介護保険事業計画を作成するガイドラインの役割を果たしている。

報第２号　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等（概要）と課題

議第１号　下呂市高齢者福祉計画第 10 期介護保険事業計画（骨子案）

※次回開催日は、以下を予定しています。よろしくお願いします。
第２回：令和８年 10 月 15 日（木）

第10期
下呂市介護保険事業計画策定委員名簿

第10期介護保険事業計画策定委員名簿

NO	氏　名	所　属	区　分	任　期
1	ニシ ヒロシ 西 博志	下呂地域自治会連合会会長	被保険者代表	R8.7.9 ～ R9.3.31
2	クマザキ カズユキ 熊﨑 和之	萩原地域自治会連合会会長	被保険者代表	R8.7.9 ～ R9.3.31
3	コバヤシ モトヒロ 小林 源博	下呂市医師会会長	保健医療関係者	R8.7.9 ～ R9.3.31
4	コンドウ シロウ 近藤 史郎	下呂市医師会副会長	保健医療関係者	R8.7.9 ～ R9.3.31
5	フタムラ シュウジ 二村 修司	下呂歯科医師会	保健医療関係者	R8.7.9 ～ R9.3.31
6	コバヤシ カズオミ 小林 一臣	下呂市薬剤師会代表	保健医療関係者	R8.7.9 ～ R9.3.31
7	ヤマダ ノリタカ 山田 典孝	特別養護老人ホーム さわやかナーシング下呂	福祉関係者	R8.7.9 ～ R9.3.31
8	ナカガワナオミ 中川奈緒美	訪問看護ステーション虹	福祉関係者	R8.7.9 ～ R9.3.31
9	イマイ サトミ 今井 佐登美	ケアパレット 在宅プランニングセンター	福祉関係者	R8.7.9 ～ R9.3.31
10	ウエノ マリ 上野 真吏	下呂市民生委員児童委員	福祉関係者	R8.7.9 ～ R9.3.31
11	カニ サトシ 可兒 敏	下呂市社会福祉協議会理事	福祉関係者	R8.7.9 ～ R9.3.31
12	ツヅク トシカズ 都竹 利一	下呂市シニアクラブ連合会会長	その他市長が必要と認めた者	R8.7.9 ～ R9.3.31

第３条　委員会は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する者（以下「委員」という。）20人以内をもって組織する。

（１）　学識経験者
（２）　保健医療関係者
（３）　福祉関係者
（４）　被保険者代表
（５）　その他市長が必要と認めた者

報第１号

資料 1

高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定にあたって

1 高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画とは

国では、令和５年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、令和６年 12 月に認知症施策推進基本計画が閣議決定されました。

都道府県・市町村が、それぞれ都道府県計画・市町村計画を努力義務として策定することを位置付けています。

この「市町村認知症施策推進計画」を高齢者福祉計画・介護保険事業計画と一体的に策定することとします。

【高齢者福祉計画】

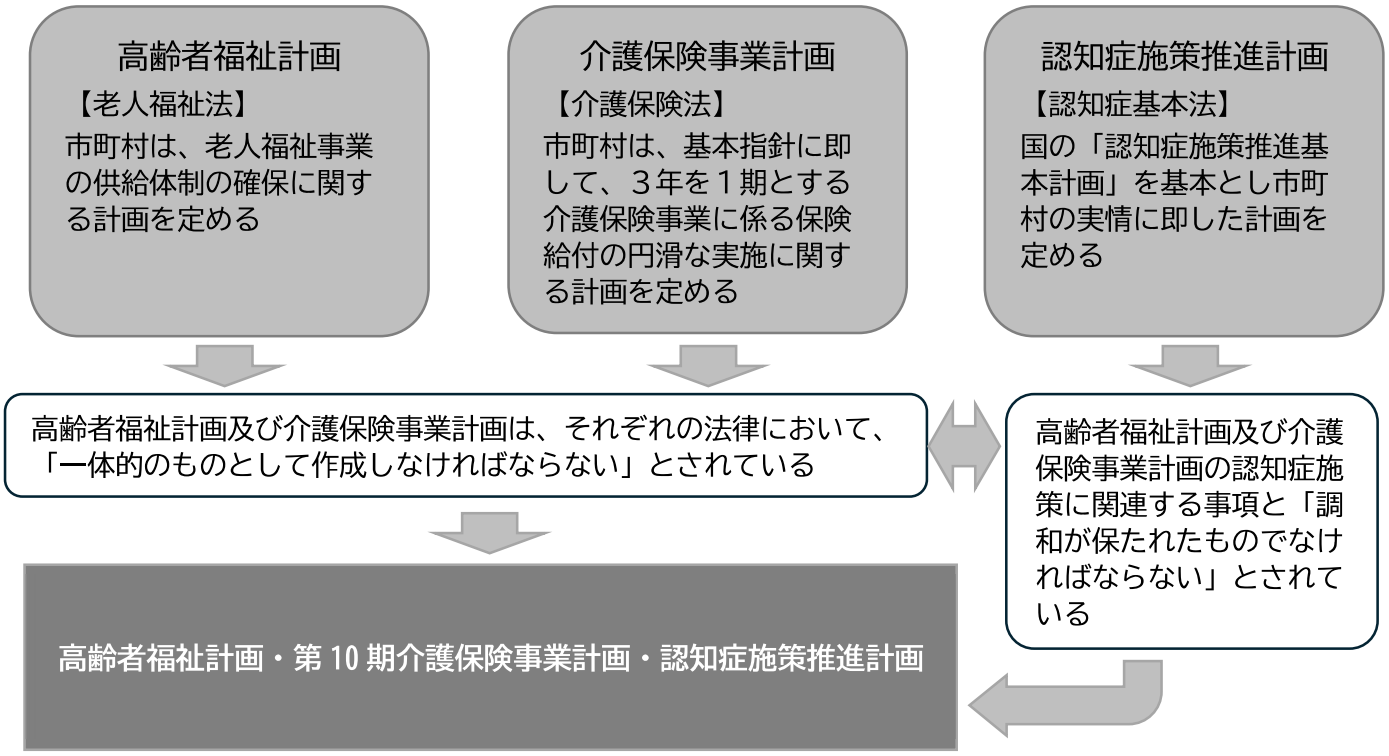
老人福祉法第 20 条の８に規定される「市町村老人福祉計画」に位置付けられる計画で、高齢者施策に関する基本的方向性や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策を定めるものです。

【介護保険事業計画】

介護保険法第 117 条第１項に基づき介護保険サービスの種類やサービス見込み量を定め、介護保険事業費の見込等を明らかにするとともに、保険給付の円滑な実施を確保するために定めるものです。

【認知症施策推進計画】

共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条第１項に規定される「市町村認知症施策推進計画」に位置付けられる計画で、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するものです。



資料 1

２ これまでの介護保険制度の流れと今後の方向性

第１・２期
（平成 12 年度～）

●平成 12 年４月　介護保険法施行

第３期
（平成 18 年度～）

●平成 17 年改正（平成 18 年４月等施行）
・介護予防の重視（介護予防給付、地域包括支援センターを創設　など）
・地域密着型サービスの創設

第４期
（平成 21 年度～）

●平成 20 年改正（平成 21 年５月施行）
・介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制整備　など

第５期
（平成 24 年度～）

●平成 23 年改正（平成 24 年４月等施行）
・地域包括ケアの推進
・介護予防・日常生活支援総合事業の創設
・医療的ケアの制度化　など

第６期
（平成 27 年度～）

●平成 26 年改正（平成 27 年４月等施行）
・地域医療介護総合確保基金の創設
・予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行
・特別養護老人ホームの入所者を中重度者に重点化　など

第７期
（平成 30 年度～）

●平成 29 年改正（平成 30 年４月等施行）
・自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
・介護医療院の創設　など

第８期
（令和３年度～）

●令和２年改正（令和３年４月施行）
・複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築支援
・医療・介護のデータ基盤の整備の推進　など

第９期
（令和６年度～）

●令和５年改正（令和６年４月等施行）
・地域包括ケアシステムの更なる深化・推進
・介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進
・給付と負担　など

第 10 期
（令和９年度～）

●当面の論点（社会保障審議会介護保険部会　資料）
・地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備、医療と介護の連携、経営基盤の強化）
・認知症施策の推進・地域共生社会の実現（相談支援、住まい支援）
・介護予防・健康づくりの推進
・保険者機能の強化（地域づくり・マネジメント機能の強化）
・持続可能な制度の構築、介護人材確保・職場環境改善（介護現場におけるテクノロジー活用と生産性向上）など

資料 1

３ 第 10 期介護保険事業計画　基本指針（令和８年３月９日）

●2040 年を見据えた介護保険事業計画の在り方

○2040 年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、**第 10 期介護保険事業計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040 年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要**となる。

○その際、**「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」**等について、第９期までの取組を前提に、**第 10 期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。**

●第 10 期介護保険事業計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項のイメージ

○介護サービス基盤の計画的な整備

①介護保険事業（支援）計画の策定

・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、**都道府県と市町村が 2040 年度を見据えた中長期的な推計を実施**し、共通の課題認識を持った上で、**地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。**

・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、**計画の策定過程における議論のプロセスを整理。**

・計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が**確認すべき指標や状況の提示**等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

②**地域の実情に応じた**サービス提供体制の構築

・**地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）**を念頭に置いた計画策定。**中山間・人口減少地域**においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、**特例介護サービスの新たな類型の活用**等）について議論。

・**医療との連携状況**や有料老人ホーム等の**高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえた**サービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

①総合事業の**多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等**を推進。

②**頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決**するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、**切れ目のない支援が提供される地域づくり**を推進。

③認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

①都道府県が主体となって**介護人材確保に関するプラットフォームを構築**し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。

②**テクノロジーの更なる活用**等による生産性向上や、**協働化・大規模化の推進等**による経営基盤の強化等を推進。

資料 1

４ 認知症施策推進基本計画の概要

【基本理念】

基本法第３条（基本理念）第１号

「**全ての認知症の人**が、**基本的人権を享有する個人**として、**自らの意思**によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること」

【「新しい認知症観」に立つ】

ここで示された「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、**認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる**という考え方です。

【認知症の人と家族等が参画し、共に施策を立案、実施、評価する】

○ 基本法第３条の基本理念は「認知症の人」を主語として記されている。こうした基本法の趣旨を踏まえれば、認知症の人とその家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）の**参画を得て、意見を聴き、対話しながら、共に認知症施策の立案等を行っていくこと**が求められる。

○ **認知症の人を単に「支える対象」としてではなく、一人の尊厳のある個人として捉え**、認知症の人がその個性と能力を十分発揮し、経験や工夫をいかしながら、共に支え合って生きることができるようにすることが重要である。**認知症の人と家族等が、行政や地域 の多様な主体と共に、認知症施策の立案から実施、評価に至るまでのプロセスに参画**することを通じて、認知症の人が**住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう**にするための施策を推進する。

資料 1

【基本的施策ごとの「施策の目標」】

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

共生社会の実現を推進するための基盤である基本的人権及びその尊重についての理解を推進する。そのうえで、「新しい認知症観」の普及が促進されるよう、認知症の人が発信することにより、国民一人一人が認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めること

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

認知症の人の声を聞きながら、その日常生活や社会生活等を営む上で障壁となるもの（ハード・ソフト両面にわたる社会的障壁）を除去することによって、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らせる社会環境を確保していくこと

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

認知症の人が孤立することなく、必要な社会的支援につながるとともに、多様な社会参加の機会を確保することによって、生きがいや希望をもって暮らすことができるようにすること

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるように、認知症の人への意思決定の適切な支援と権利利益の保護を図ること

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

認知症の人が、居住する地域に関わらず、自らの意向が十分に尊重され、望む場で質の高い保健医療及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく利用できるように、地域の実情に応じたサービス提供体制と連携体制を整備し、人材育成を進めること

⑥【相談体制の整備等】

認知症の人や家族等が必要な社会的支援につながれるように、相談体制を整備し、地域づくりを推進していくこと

⑦【研究等の推進等】

共生社会の実現に資する認知症の研究を推進し、認知症の人を始めとする国民がその成果を享受できるようにすること

⑧【認知症の予防等】

認知症の人を含む全ての国民が、その人の希望に応じて、「新しい認知症観」に立った科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにすること、また、認知症の人及び軽度の認知機能の障害がある人が、どこに暮らしていても早期に必要な対応につながることができるようにすること

下呂市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画
骨子案

次期計画目次（案）

第１章　計画策定にあたって
1．計画策定趣旨
2．計画の位置付け
3．他計画との関係
4．日常生活圏域の設定
5．第10期介護保険事業計画に求められること

第２章　高齢者等を取り巻く現状
1．総人口・高齢者人口の推移と将来推計
2．要介護（要支援）認定者数と認定率の推移
3．アンケート調査

第３章　介護保険事業の実施状況
1．サービスの利用状況
2．第９期計画値に対するサービスの利用状況

第４章　基本理念と基本計画
1．基本理念
2．基本計画の体系
3．基本計画

第５章　認知症施策推進計画

第６章　介護保険料と介護サービス見込量
1．介護保険料の設定の手順
2．介護保険財政の仕組みと財源
3．介護保険事業の対象者数の推計
4．介護保険サービス見込量
5．標準給付費、地域支援事業費の見込み
6．介護保険料基準額の設定
7．所得段階別介護保険料の設定

計画のビジョンと、重点的に検討すべき課題

ビジョン

**ひとりひとりが地域の課題を自分ごととしてとらえ、
みんなが「ささえ上手・ささえられ上手」となれるまちを目指して**

重点１：介護サービス基盤の計画的な整備

重点２：地域包括ケアシステムの深化

重点３：介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

【 認知症施策推進計画（第５章）】

大項目	中項目（案）
1　認知症施策推進計画	Ⅰ　認知症の人に関する理解促進と誰もが暮らしやすいまちづくりの推進 Ⅱ　認知症の人の社会参加の機会の確保と意思決定の支援および権利擁護 Ⅲ　認知症の予防と保健医療・福祉サービスの提供体制及び相談体制の整備

【 次期計画体系（案）第４章 】

大項目	中項目（案）
1　介護予防・健康づくりと社会参加の推進	1　介護予防・健康づくりの充実と推進 2　高齢者の社会参加推進 3　高齢者のデジタルリテラシー向上支援
2　認知症施策の推進	1　認知症に対する理解の促進 2　認知症の早期発見・早期対応 3　認知症介護者・家族への支援 4　福祉教育の充実
3　地域包括ケアシステムの深化・推進	1　地域支援事業の推進 2　医療・介護連携の強化 3　地域ケア会議の充実 4　地域包括支援センターの機能強化 5　ACP等の高齢者の意思決定支援の強化 6　孤独・孤立に悩む人への対応
4　人材確保・人材育成の強化	1　介護人材の育成・確保 2　業務効率化 3　介護離職ゼロの実現 4　介護人材の定着支援と職場環境改善支援 5　多様な担い手の育成と世代交代支援 6　ICT活用による介護現場の負担軽減
5　介護保険制度の適正な運営と生活支援	1　保険者機能の強化 2　日常生活への支援 3　災害や感染症対策

※赤字は現計画から見直し箇所